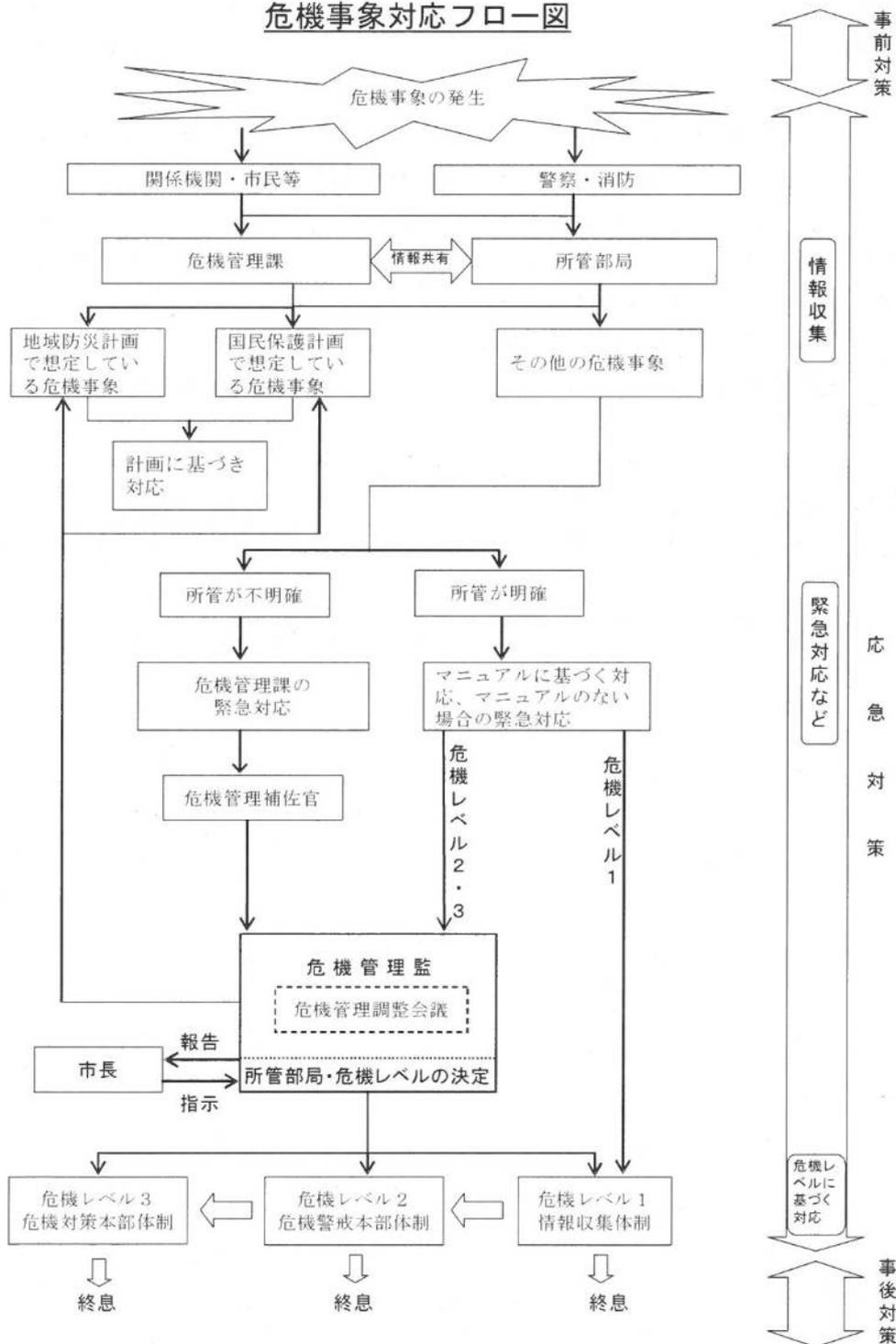


## 第2章 災害時の体制

### 1 危機事象対応フロー図

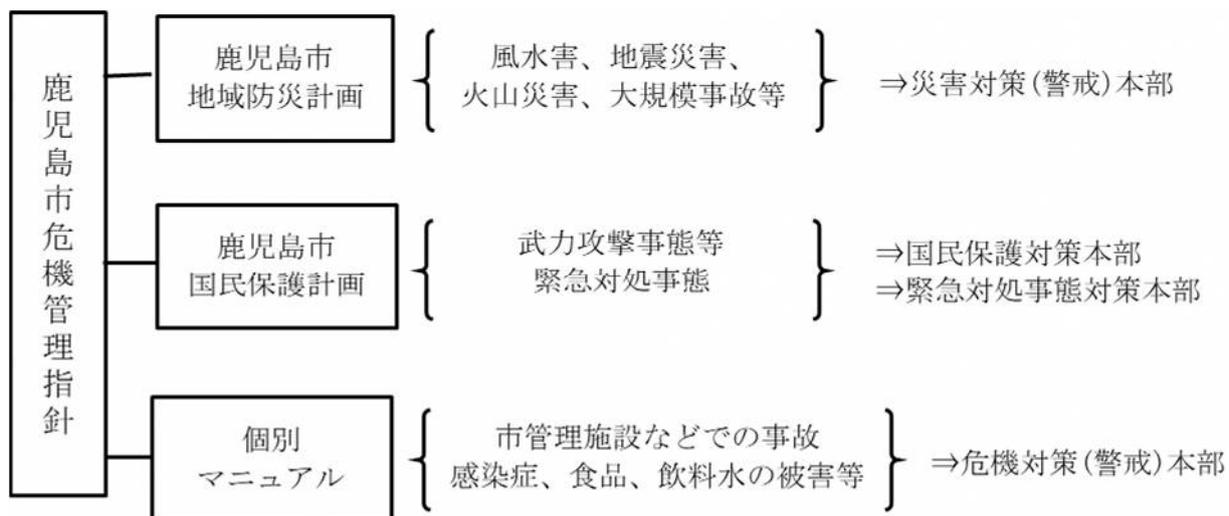
鹿児島市危機管理指針編

危機事象対応フロー図

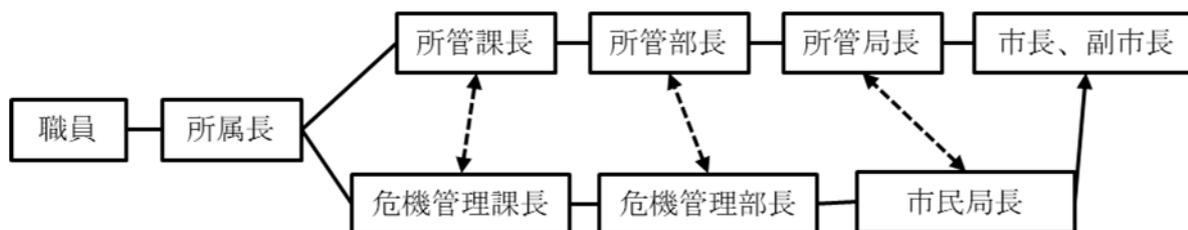


## 2 鹿児島市危機管理指針

### (1) 鹿児島市危機管理指針



### (2) 情報伝達の基本フロー



## 3 災害が起きたら（フェーズ0（発災から24時間以内））

### (1) 自身の安否情報の共有

自身の安否を上司、または所属する課の職員へ連絡する。  
 栄養士間で、自身の安否情報及び登庁場所を共有する。

### (2) 安全確保と初動体制の確立

栄養士は自身の安全を確保し、非常時の登庁場所へ向かう。  
 非常時の登庁場所は、年度初めに確認し、共有する。  
 発災時に、遠隔地にいる場合でも職員間で連絡を取り合い、情報収集する。

### (3) 職場機能の確認

健康福祉対策部保健所班（保健政策課）から、被災情報を確認すると同時に、職場機能（施設、人員等）が活用できるかどうかを確認する。

- 職場にとどまっても、危険はないか？  
（ガス漏れ、水没、土砂災害など2次被害の危険はないか？）
- ライフラインは通常通りか？（電気、水道、ガス）
- 通信手段はあるか？（電話、FAX、携帯電話の不通はないか？）
- 職場から移動は可能か？（降灰による道路寸断などはないか？）
- 職場からの移動手段はあるか？（公共交通機関の状況、公用車の状況）

業務継続計画をもとに、実施する業務について確認する。

(4) 栄養士としての業務

保健師と情報を共有し、今後の継続した食生活支援のための体制整備を行う。

**4 災害時の栄養・食生活支援活動（栄養士に求められる支援活動）**

災害時には、栄養士には以下のような活動が求められると考えられる。

平時よりガイドラインなどを把握し、非常時には適切な対応ができるように備える。

(1) 被災情報の収集および発信

ライフラインや被害状況、避難所情報について、健康福祉対策部保健所班（保健政策課）の情報等を基に、組織で一括して把握する。

(2) 生活の場に合わせた被災者支援

⇒「第5章 災害時期（フェーズごと）の栄養・食生活支援」参照

(3) 給食施設の被災状況把握および支援

⇒「第7章 給食施設に対する支援」参照

(4) 要配慮者の把握と支援

⇒「第6章 災害時の要配慮者支援」参照

(5) 健康な食に関する情報の普及啓発・健康教育（他職種との連携）

栄養不足や体調不良等の改善のための情報発信や普及啓発を、他職種と連携して行う。発災後は、栄養士の業務が増大し、また啓発資料作成にパソコンやプリンターが使えない等、資料作成が困難になることも想定されるため、平常時に啓発資料等を準備し、すぐに活用できるようにしておく。

(6) 提供食の把握および支援（地域福祉課との連携）

⇒「第5章 災害時期（フェーズごと）の栄養・食生活支援活動」参照

(7) 食中毒予防および感染症対策

感染症担当及び食品衛生監視員と連携し、効率的に支援する。

(8) 関係機関との連携（鹿児島県栄養士会など）

鹿児島県栄養士会や日本栄養士会（JDA-DAT）、他自治体派遣の栄養士、管内給食施設の栄養士等、同じ専門職が被災者の健康的な栄養管理の実現に向け、連携した取り組みができるよう、相談・調整窓口としての役割を担う。

同職種だけでなく、他職種のチームや、炊き出しを行う団体等とも、活動する上での課題等を共有し、解決するための調整を行う。

発災時に連携した活動を円滑に進めるためには、平常時からの顔の見える関係づくりが重要である。